

多可町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年4月28日（水）午後6時

兵庫県に緊急事態宣言が発出されたことを受け、本日対策本部にて協議・決定した内容をお知らせします。

兵庫県の緊急事態措置を踏まえて、以下のとおり対応する。

期間：4月25日（日）から5月11日（火）

◆屋内・屋外公共施設の利用中止について

- 期間中は貸館業務を中止とする。
- 図書館、プラザ図書室は、ネット、電話、窓口での貸し借りのみ実施。
- 各種講座、イベント等の中止。

◆小中学校の対応について

- 教育活動における感染防止対策
 - ・感染リスクが高いとされている活動は行わない。
 - ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
 - ・マスクの着用、毎日の検温、手洗いを徹底する。
 - ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら喚起を行うとともに、消毒を行う。
 - ・食事をする場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置を行うとともに、食事中はマスクをはずしての会話は行わない。
 - ・児童生徒、教職員の不要不急の外出を自粛する。
- 部活動（4/29～5/11）※4/28 変更
 - ・原則休止とする。
 - ・ただし、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する全国大会（その予選を含む）への参加がある場合は別途協議する。

◆職員の勤務体制について

- 時差出勤や在宅勤務は行わず、感染防止対策を徹底したうえで通常業務を基本とする。